



「36協定締結」に向けた

議論が行われています！

36（サブロク）協定とは

- ✓ 「時間外及び公休日の労働に関する協定」です。
- ✓ 労働基準法第32条（労働時間）では「1日8時間・週40時間を超えて労働してはならない」と定められています。
- ✓ 36協定を結ばないと、使用者は時間外・休日労働を命じることができない。



つまり、36協定は「企業運営を有利に進めるための法律を超えた例外措置」であると言えます。

JR東日本		
公休日労働 (1箇月)		2日まで
時間外労働	1日	8時間
	1箇月	45時間 ※協議後、公休日労働含み80時間まで
	年間	330時間 ※協議後、495時間まで

鉄道業には異常時が付きものです。また、企業運営上、業務の波動等に柔軟に対応する必要があります。そのため、36協定を締結して時間外・休日労働を認めることは必要です。

一方で、労働時間の実態を把握せずに36協定を締結することは、時間外・休日労働が常態化する危険性があります。

そのため、36協定の締結には「労働時間管理に関する認識一致」と「時間外・休日労働の縮減を図る」議論が必要です。

36協定の締結に向けて、労使双方が当事者意識をもって、真摯に議論することを強く要請します！